

平成28年度わかやま中小企業元気ファンド事業追加公募のご案内

「活力あふれる元気な和歌山経済」を目標に「地域経済を支える中小企業を育成・振興し、足腰の強い地域産業の創出・育成」の実現を目指します。

このために、本県の強みである特徴ある地域資源を活用した新商品・新サービスの開発、中小企業者と大学・高専・公設試験研究機関と連携して行う事業化（新製品開発等）などを支援します。

1 公募期間 平成28年12月20日（火）から平成29年1月31日（火）17時（必着）

2 助成対象事業

○地域資源活用事業

和歌山ブランドの創出を図るため、和歌山県の「農林水産物」、「鉱工業品とその製造技術」、「文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源」を活用した新商品の研究開発・試作、新サービスの開発及び開発に付随する展示会出展等の事業。

○新産業育成事業

和歌山県経済の牽引となる中核企業の育成・振興を図るため、戦略的に位置づけた「素材（材料）分野」、「産業部材（機器を含む）分野」、「食品加工分野」、「暮らし分野」、「観光分野」の5つの重点分野で、県内中小企業等が大学・高専・公設試験研究機関と連携して行う新製品の開発・試作等、新サービスの開発及び開発に付随する展示会出展等の事業。

○産業支援機関事業

中小企業者等による新たな事業構想を発掘するために、中小企業者等と外部のビジネスパートナーをつなぐ活動（研究会、勉強会等）など、産業支援機関等が行うコーディネート事業。

3 助成対象内容

事業区分		助成率	助成限度額
地域資源活用事業※	A	2/3以内	50万円以上100万円以内
	B	2/3以内	100万円以上600万円以内
「地域資源活用事業B」は、助成事業完了後3年後に新規事業従事者3人以上もしくは新規事業売上額1,200万円以上見込めること。県知事が指定した地域資源以外の地域資源活用事業を活用したものは助成対象経費の2分の1以内。			
新産業育成事業	A	2/3以内	50万円以上400万円以内
	B	2/3以内	400万円以上1,000万円以内
「新産業育成事業B」は、助成事業完了後3年後に新規事業従事者5人以上もしくは新規事業売上額2,000万円以上見込めること。			
産業支援機関事業		4/5以内	20万円以上100万円以内

※和歌山県が指定した地域資源の最新版は下記アドレスでご確認できます。

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/061000/chiikishigen/documents/chiikisanngyoushigen.pdf>

4 助成対象期間 交付決定日（平成29年3月末予定）から平成29年12月20日（水）まで

5 助成対象経費

①外部専門家（委員、講師、調査研究員等）に対する謝金及び旅費

②会議費、会場借上料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、調査・開発研究費、広告宣伝費、翻訳料、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機械装置・工具器具費、機器借上料、借損料、雑役務費等の事務経費

③調査研究、開発研究等の委託費

6. 助成対象者

和歌山県内に事業所を有し、次のいずれかに該当するもの。

事業区分	対象者
地域資源活用事業 新産業育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第2項の規定に基づく創業を行う者 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条の規定に基づく中小企業者（中小企業、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工組合、商店街振興組合など） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づくNPO法人 上記の資格を有する者によるグループ
産業支援機関事業	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条の規定に基づく中小企業者（中小企業、事業協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工組合、商店街振興組合など） 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定に基づくNPO法人 商工会議所、和歌山県商工会連合会及び商工会、和歌山県中小企業団体中央会、観光協会 その他支援事業計画の趣旨に鑑み、中小企業者等に対し支援を行う団体 上記の資格を有する者によるグループ

7 応募方法（提出書類一覧）

事業区分	申請書	関係書類
地域資源活用事業 新産業育成事業	<ul style="list-style-type: none"> 申請概要 交付申請書 事業計画書 収支予算書 交付対象事業者の概要 	<ul style="list-style-type: none"> 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び定款の写し 事業内容の詳細がわかる書類の写し 経費の積算根拠となる書類（見積書）の写し 最近2か年の財務諸表の写し（勘定科目内訳明細書を含む） 和歌山県税の納税証明書（県税に未納がない証明書） *新産業育成事業に限り、大学・高専・公設試験研究機関と連携をする若しくはしていることがわかる書類
産業支援機関事業		<ul style="list-style-type: none"> 商業登記簿謄本又は現在事項全部証明書及び定款の写し 事業内容の詳細がわかる書類の写し 経費の積算根拠となる書類（見積書）の写し

所定の申請書に記入し関係書類とともに、当財団まで持参又は郵送してください。

募集要項・申請書様式等は当財団のウェブサイト（<http://www.yarukiouendan.jp/fund.html>）からダウンロードできます。

8 留意事項

■助成の対象となる事業が、国、県、その他の公的機関から既に補助金、助成金の交付又は支援を受けている場合、又は今後受ける予定がある場合は、この事業の助成対象とはなりません。

■助成対象経費について

- 助成対象経費は試作開発までにかかる経費です。量産・営業活動にかかる経費は助成対象になりません。
- 事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定通知に記載する助成事業実施期間に発注（契約）、納品、請求及び支払が完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる経費に限ります。
- 機械装置・工具器具費は事業計画に必要不可欠なものに限ります。リースやレンタルなどの合理的方法によることを原則とします。

9 審査等

①応募者の多少にかかわらず、「7 応募方法」により申請書を提出いただいた方に事前ヒアリング（必要に応じて現地調査）及び審査会を実施します。なお、「地域資源活用事業B及び新産業育成事業B」等については、審査会において、プレゼンテーションを行っていただきます。

②提出いただいた申請書及び審査会での審査結果〔選定基準：①新規性・革新性、②市場性・競争力、③経営体制、④事業計画の熟度（実現性・資金計画）、⑤地域経済に対する貢献・波及効果、雇用効果〕をもとに、和歌山県知事の承認を受け、助成金の交付の可否及び助成金額を決定します。

【提出・問い合わせ先】

公益財団法人わかやま産業振興財団

担当部署 <地域資源活用事業及び産業支援機関事業> 経営支援部 産業支援班

<新産業育成事業> テクノ振興部 テクノ振興班

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階

TEL 073-432-3412（代表）

FAX 073-432-3314

E-mail shinsan@yarukiouendan.jp

URL <http://www.yarukiouendan.jp>